平成２１年（フ）第４８６号
金沢市北安江４丁目２番１号
債務者　北口　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長原　　悟
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５０２号
金沢市玉鉾２丁目100番地
債務者　湊谷　武子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　一代
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５０８号
金沢市寺町３丁目９番52号
債務者　松村　昌彦
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓二
4　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１１７号
新潟県妙高市大字関川982番地８
債務者　山下　英広
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　幸知
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第５１号
富山県下新川郡朝日町境1893番地１
債務者　渡辺工務店こと　渡辺　　昇
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　嵩
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第５１４号
石川県白山市河合町ハの65番地
債務者　清水　清貢
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　三信
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６９２号
札幌市西区発寒15条１丁目12番18号
債務者　玉館　隆志
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９３号
札幌市西区発寒15条１丁目12番18号
債務者　玉館　典子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４９６号
北海道江別市見晴台２番地の９
債務者　村上　祥子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７５号
札幌市白石区菊水３条５丁目２番６―506号
債務者　檜山　秀紀
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７８号
札幌市豊平区平岸１条18丁目１番６―512号
債務者　竹田絵里子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０５号
札幌市中央区南12条西９丁目３番34号　サンユーハイツ１―205号
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８１号
札幌市白石区中央１条５丁目９番19号
債務者　佐藤　政夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８９号
札幌市中央区南１条西23丁目１番８―505号
債務者　佐藤　秀逸
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８９４号
札幌市西区二十四軒１条５丁目５番１号　サブウエイ24―303号
債務者　奥澤　　規
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０２号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番４―106号
債務者　佐々木義明
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４３号
北海道千歳市新富２丁目14番７号
債務者　齋藤智恵美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部